



遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金について

遠野市では、地域の脱炭素化の促進に資するため、市内金融機関から脱炭素化促進事業資金を借り入れ脱炭素化促進事業を行う事業者に対し、利子補給を行います。

【補助対象の事業者（補助事業者）】

遠野市内に事業所(住所)を有する中小企業等で、市内の取扱金融機関から対象融資を受けた事業者

- ・対象融資…脱炭素化促進事業資金
- ・対象事業…脱炭素化促進事業

水力、風力、太陽光その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による脱炭素化のための施設若しくは設備の整備又はエネルギー使用の方法の改善、エネルギー消費性能等が優れている機械器具の選択、その他のエネルギーの使用の合理化に関する事業。

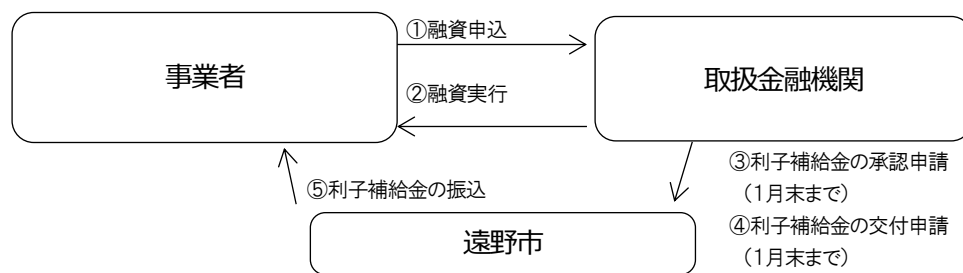
【利子補給の対象なる資金の種類等】

資金の種類	利子補給率	利子補給金の対象となる融資額	償還期限	利子補給期間
設備資金	年 1.0パーセント以内 (※)	5,000万円以内	融資を実行した日の属する年から起算して10年以内。 ただし、1年以内の据置期間を置くことができる。	融資を実行した日の属する年から起算して10年以内

(※) ただし、先端設備等導入計画の先端設備等である場合は、年 1.5%以内

【利子補給申請及び交付手続き】

【利子補給金の申請に関する相関関係】



【利子補給の申請手続き】

- ▶利子補給は、毎年1月末から12月末までの期間ごとに、当該期間における融資に係る実際の融資残高に、上記に規定する利子補給率を乗じて得た額で交付する。
 - ・申請に必要な書類 融資申込書の写し、融資実行試算照会票、カタログ・平面図・見積書・契約書等の対象設備がわかる書類
 - ・補給金の申請手続 利子補給金交付承認申請書に必要事項を記載し、上記添付書類を添えて、遠野市役所（商工労働課）に提出してください。
 - ・補給金の申請受付 令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金)
- ▶利子補給金承認及び交付申請の審査を終えた事業者の口座に、後日市が利子補給金を振り込みます。